

第2 調査結果

1 伝統工芸の産地の現状等

(1) 伝統工芸の概要

伝統工芸品とは、一般的には、古くから日常生活の用に供され、手工業により製造されるものを指すとされ、その数は約1,400あるとも言われており、織物、染色品、和紙、陶磁器、漆器、木工品・竹工品、金工品、人形・こけしなど多種多様な種類が存在する。また、類似用語として、郷土玩具や民芸品などがある。こうした伝統工芸品を製造する業界は、しばしば地域の雇用を支える「地場産業」と称される。

経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）に基づき、産業振興と地域経済の発展を目的として、令和4年3月時点で237品目を「伝統的工芸品」として指定している。

なお、伝統的工芸品の指定要件は、次のとおりとされている。

- i) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- ii) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- iii) 伝統的な技術又は技法^(注)により製造されるものであること。
- iv) 伝統的に使用されてきた原材料^(注)が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- v) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

(注) 具体的には、100年以上の歴史を有していること。

また、文部科学省（文化庁）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上等を目的として、令和4年4月時点で16団体を「重要無形文化財」の保持団体として認定している。

なお、工芸技術に係る重要無形文化財の指定基準は、陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のいずれかに該当するものとされている。

- i) 芸術上特に価値の高いもの
- ii) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- iii) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

(2) 伝統工芸の現状

本調査を開始した令和元年度時点では、訪日外国人客の増加や、体験型ツアー需要の高まりなどを背景に、地方公共団体等においては、伝統工芸を含めた地域資源を活用することで、地域外からの消費需要を取り込む取組もみられた。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においても、表1-(2)のとおり、地方創生に向けて海外需要を取り込む観点から、「農林水産業と観光業等の戦略的連携により、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓（アウトバウンド）と、訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得（インバウンド）の2つを地方創生の成長エンジンとし、対日直接投資との連携も含めた「海外から稼ぐ」地域の取組を関係

省庁が一丸となって支援する。」とされている。

表 1-(2) 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) <抜粋>

III. 各分野の当面の主要な取組

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(3) 「海外から稼ぐ」地方創生

人口減少による人手不足が顕在化する中、日 EU・EPA や TPP11 の協定発効、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベントの開催等を好機と捉え、地域が海外を含めた域外から稼ぎ、域内での効率的な経済循環を実現することが重要である。各地方「ならでは」の特色ある農林水産業や、豊かな食文化を強みの 1 つとする観光業は、欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要を取り込むことができる地域の成長産業と位置付けられる。農林水産業と観光業等の戦略的連携により、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓（アウトバウンド）と、訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得（インバウンド）の 2 つを地方創生の成長エンジンとし、対日直接投資との連携も含めた「海外から稼ぐ」地域の取組を関係省庁が一丸となって支援する。

しかしながら、伝統工芸については、生活様式や社会経済の変化、安価な類似品の流入といった背景事情により、伝統工芸品の生産額や従事者数が減少傾向にあるとされている。

(3) 伝統工芸をめぐる国・地方公共団体の施策の概要

ア 製造協同組合・製造事業者等に対する主な支援施策

(7) 伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）

上記(1)のとおり、経済産業省から伝統的工芸品として指定を受けた産地の製造協同組合等は、振興計画等といった所定の計画を策定の上、後継者の育成・確保、原材料の確保、需要の開拓等の事業に充てられる伝統的工芸品産業支援補助金（以下「伝産補助金」という。）を受けることが可能となっている。

(4) 伝統的工芸品産業振興補助金（経済産業省）

伝産法には、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下「伝産協会」という。）の設立について規定されている。

伝産協会は、経済産業省から伝統的工芸品産業振興補助金を受け、伝統的工芸品の普及啓発のほか、人材確保及び技術・技法継承事業などといった伝統的工芸品の産地の取組に対する支援等を実施している。

(7) 中小企業・小規模事業者向け支援策（中小企業庁）

伝統工芸品の製造事業者のほとんどは中小企業や小規模事業者に該当することから、製造事業者が需要の拡大を目的として行う販路開拓や商品開発に関する取組につ

いては、中小企業庁の「JAPANブランド育成支援事業」など、中小企業・小規模事業者向けの支援制度を活用することが可能となっている。

(エ) 重要無形文化財伝承事業費国庫補助、文化財保存技術保存事業費国庫補助(文化庁)

重要無形文化財に指定された技術のうち、工芸技術の性格上個人的特色が薄い技術については、技術を保持する者を主たる構成員とする団体を保持団体に、また、選定保存技術^(注)を保存することを主たる目的とする団体を保存団体に認定しており、両団体等は、伝承者養成や技術研究等の取組に対する支援を受けることが可能となっている。

(注) 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものとして、文化財保護法に基づき文部科学大臣が選定するもの

(オ) 地方公共団体による支援制度

地方公共団体においても伝統工芸の振興に向けて、伝統工芸品製造協同組合（以下「産地組合」という。）・製造事業者が実施する伝統工芸品の需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった取組を後押しするために支援を実施している。

なお、地方公共団体によっては、振興等を目的とした伝統工芸に関する条例を定め、当該条例に基づく基準によって地方公共団体独自の伝統工芸品の指定制度を設けており、指定伝統工芸品を対象とした支援を行っている場合もある。

また、産地組合・製造事業者への支援に当たって、独自の計画を策定した上で計画的に施策を講じている場合もある。

加えて、伝統工芸を地域資源の一つとして、他の地場産品とともにブランド化する等して地方公共団体が支援している場合もある。

イ 地方公共団体に対する主な支援施策

(7) 地方創生推進交付金等（内閣府）

伝統工芸を活用して地域の活性化を図ろうとする地方公共団体は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画^(注)を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金の支援措置を受けることができる。

(注) 地方公共団体が、地方版総合戦略で位置付けられた目標や施策に関する基本的方向性を実現するために、地域経済の活性化や地域雇用の創造等を実現することを目的に策定するもの

(イ) 地域おこし協力隊（総務省）

地方公共団体はその地域への定住・定着を図ることを目的として、都市部の住民を地域に受け入れて、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、伝統工芸品産業の復活など「地域協力活動」に従事させた場合、総務省から隊員の活動経費（報償費、住居の借上費、研修費等）に係る支援を受けることができる。